

【 農 地 転 用 許 可 申 請 書 に 添 付 し て く だ さ い 】

支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備の
農地転用許可申請に際しての 確認書
【「荒廃農地を再生利用する場合」以外の場合】

- 1 営農型太陽光発電設備の転用許可は、一時転用許可であり、パネルを支える支柱は、容易に撤去できるよう、その基礎が独立基礎や支柱を地面に打ち込むだけの施行方法によるものを対象としていること。
- 2 「営農が行われない場合」、「下部の農地における単収が同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合」、「下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合」は、営農の適切な実施や適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずる必要があること。
また、改善措置を講じたにも関わらず、改善されなかった場合は、再許可が認められず、発電設備を撤去する義務があること。あるいは、許可期間中であっても許可が取り消され、原状回復命令が出される場合があること。
- 3 毎年、下部の農地における農作物の生育に係る状況及び生産された農作物の収量等に係る状況等を翌年2月末日までに、下記に掲げる場合に応じて、農業委員会を經由して転用許可権者に報告するものとする。報告書には、報告内容が適切であるかについて、必要な知見を有する者（例えば、営農指導員、試験研究機関、設備の製造業者等）の確認を受けるものとする。
なお、知見を有する者の確認内容については、別紙参考様式1又は2のとおりとする。
ア. 下部の農地において農作物が収穫されている場合には、収穫された農作物の収量及び品質
イ. 下部の農地において農作物の栽培が行われているが、その収穫が行われていない場合には、収穫が行われていない理由及び同じ生育段階にある農作物と比較した場合の生育状況
- 4 一時転用許可の期間満了後における再許可については、当初の申請に準じた手続きが必要であること。
また、転用許可を受けた後の営農が適切に行われていない場合、単収が2割以上減少している場合、農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合は、再許可が認められず、設備を撤去しなければならないこと。
(営農が適切に行われているか等は上記3の報告書及び許可権者等の現地調査結果で確認する)
- 5 営農者及び農作物を変更する場合は「営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書(営農型様式第1号)」等を新たに作成した上で、農業委員会に提出し確認を受けること。

私は、農地転用許可申請に際して、以上のことについて、十分に理解し、転用事業実施にあたっては、留意・遵守します。

令和 年 月 日

転用事業者(発電設事業者)
住所(所在地)

氏名(名称)

下部農地の営農者(転用事業者と営農者が異なる場合)
住所(所在地)

氏名(名称)

農地所有者(5条申請で、農地を貸借する場合)
住所(所在地)

氏名(名称)

【 農 地 転 用 許 可 申 請 書 に 添 付 し て く だ さ い 】

支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備の
農地転用許可申請に際しての 確認書
【荒廃農地を再生利用する場合】

- 1 営農型太陽光発電設備の転用許可は、一時転用許可であり、パネルを支える支柱は、容易に撤去できるよう、その基礎が独立基礎や支柱を地面に打ち込むだけの施行方法によるものを対象としていること。
- 2 「営農が行われない場合」、「下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合」は、営農の適切な実施や適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずる必要があること。
また、改善措置を講じたにも関わらず、改善されなかった場合は、再許可が認められず、発電設備を撤去する義務があること。あるいは、許可期間中であっても許可が取り消され、原状回復命令が出される場合があること。
- 3 毎年、下部の農地における農作物の生育に係る状況及び生産された農作物の収量等に係る状況等を翌年2月末日までに、下記に掲げる場合に応じて、農業委員会を經由して転用許可権者に報告するものとする。報告書には、報告内容が適切であるかについて、必要な知見を有する者（例えば、営農指導員、試験研究機関、設備の製造業者等）の確認を受けるものとする。
なお、知見を有する者の確認内容については、別紙参考様式1又は2のとおりとする。
ア. 下部の農地において農作物が収穫されている場合には、収穫された農作物の収量及び品質
イ. 下部の農地において農作物の栽培が行われているが、その収穫が行われていない場合には、収穫が行われていない理由及び同じ生育段階にある農作物と比較した場合の生育状況
- 4 一時転用許可の期間満了後における再許可については、当初の申請に準じた手続きが必要であること。
また、転用許可を受けた後の営農が適切に行われていない場合、下部の農地が農地法第32条第1項各号のいずれかに掲げる農地に該当する場合、農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合は、再許可が認められず、設備を撤去しなければならないこと。
(営農が適切に行われているか等は上記3の報告書及び許可権者等の現地調査結果で確認する)
- 5 営農者及び農作物を変更する場合は「営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書（営農型様式第1号）」等を新たに作成した上で、農業委員会に提出し確認を受けること。

私は、農地転用許可申請に際して、以上のことについて、十分に理解し、転用事業実施にあたっては、留意・遵守します。

令和 年 月 日

転用事業者（発電設事業者）
住所（所在地）

氏名（名 称）

下部農地の営農者（転用事業者と営農者が異なる場合）
住所（所在地）

氏名（名 称）

農地所有者（5条申請で、農地を貸借する場合）
住所（所在地）

氏名（名 称）